

## 令和5年度第6回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	令和5年12月5日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和5年12月5日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和5年12月5日		午前11時34分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	宇佐 信行	6	○	久保田 武治
	2	○	坂口 幸法	7	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	8	○	猪原 清
	4	○	魚住 憲一	9	○	落合 健治
	5	○	源嶋 たまみ	10	○	前田 文
会議録署名議員	5番		源嶋 たまみ	9番		落合 健治
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	日 田 雅 仁	生涯学習課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住民ほけん課			
	総 務 課 長	岡 本 雅 博	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課		福 祉 課			
	企画観光課長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課		建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課		農林整備課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	魚 住 雅 彦	産 業 振 興 課	那 須 隆 二		

## 会 議 に 付 し た 事 件

報告第12号	損害賠償の額を定めることについて
議案第26号	令和3年度林道槻木南線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負変更契約の締結について
議案第27号	令和5年度多良木中学校施設解体工事請負変更契約の締結について
議案第28号	多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第29号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第30号	多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第31号	多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第32号	多良木町立幼稚園設置条例を廃止する条例を定めることについて
議案第33号	多良木町公民館条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第34号	令和5年度多良木町一般会計補正予算（第4号）
議案第35号	令和5年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第36号	令和5年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第37号	令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第4号）

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(宇佐信行君) ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 5 年度第 6 回多良木町議会(12 月定例会議)を開きます。

これから本日の会議を開きます。

ここで説明員より、10 月 16 日に開催しました 10 月会議における議案第 25 号に関する林田議員の質疑に対しての答弁について、訂正したい旨の申出がっておりますので、これを許可いたします。

林田建設課長。

○建設課長(林田裕一君) おはようございます。先日行われました 10 月議会におきまして、議案第 25 号、多良木町上水道事業補正予算(第 1 号)におきまして、議案説明において、特定収入、補助金につきまして通常の消費税申告とは別に申告を行う趣旨の説明を行いましたが、申告に関する解釈が誤っておりましたので、議案説明につきまして、特定収入、補助金を含めた消費税申告を通常の上水道事業の申告とともにを行うということに説明を訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、林田議員よりご質問がありました節税効果につきましては、先ほどの説明を訂正しましたことに伴いまして、節税効果はないものというお答えになります。大変申し訳ございませんでした。

○議長(宇佐信行君) 3 番林田議員、本件に対する質疑はありますか。

○3 番(林田俊策君) はい、ありません。

○議長(宇佐信行君) それでは本件については、ご了承願います。

次に、議会運営委員長の報告を求めます。

9 番落合健治委員。

○9 番(落合健治君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 5 年 11 月 27 日及び本日 12 月 5 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 5 年度第 6 回多良木町議会(12 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程については本日 12 月 5 日から 12 月 12 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は日程第 3、報告第 12 号について報告を受けた後、日程第 4、議案第 26 号から日程第 15、議案第 37 号については議案説明のみを行い、審議・採決については、12 月 8 日をお願いいたします。

12 月 8 日、11 日及び 12 日は一般質問を行います。今回、6 名の方より通告がっております。配付データのと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回、3 件の提出がございましたが、全て議長預かりといたしました。

また、本定例会議においても、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。以上で報告を終わります。

○議長(宇佐信行君) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

## 日程第1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（宇佐信行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第126条の規定により、5番源嶋たまみ議員、9番落合健治議員の両名を指名いたします。

## 日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者の監査結果及び令和5年度定期監査の結果に関する報告書並びに地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年度8月分、9月分、10月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一般事務組合等の報告をお願いします。

公立多良木病院企業団、10番前田文議員。

○10番（前田 文さん） 令和5年第4回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会報告をいたします。

令和5年第4回定例会は12月1日金曜日に招集、会期を1日とし、午後1時30分に開会、休憩等を挟み午後4時25分に閉会されました。

一般質問が3件、議案が3件、条例の一部変更1件、令和5年度補正予算2件を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。条例改正と補正予算の内容は資料に記載されておりますので、説明は省略いたします。

なお、一般質問では、湯前町選出の倉本議員から健診事業について。多良木町選出の猪原議員から、職員の運転免許証有効期限の把握管理について。多良木町選出の久保田議員から、コロナ・インフルエンザ対応について、医師の働き方改革について、マイナンバー保険証について、病院フェスタについて問われました。

不明な点がありましたら、私を含め、公立多良木病院企業団議員にお尋ねください。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（宇佐信行君） 次に、人吉球磨広域行政組合、5番源嶋たまみ議員。

○5番（源嶋たまみさん） 皆さんおはようございます。広域行政組合定例会の報告をいたします。

第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和5年11月24日金曜日、午前10時から開催されました。会期の決定では、11月24日に開会し、12月22日を閉会とする29日間とし、11月25日から12月21日までを休会することに決定しました。

日程第3、行政報告では、第3回定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号では、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について付託されておりました決算特別委員会の委員長、田山淳士五木村委員長から認定とする報告があり、審議・採決を行い、原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第11号から日程第7、議案第13号まで代表理事の提案説明を受け、日程第5、議案第11号及び日程第6、議案第12号では執行部の補足説明を受けた後、審議・採決を行い原案どおり可決されました。

閉会日となる12月22日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に議案第13

号について執行部の補足説明の後、審議・採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続調査をたまり閉会とすることとし、定例会1日目を散会いたしました。

以上、令和5年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告いたします。

なお、ご不明のある方は、広域行政組合議員の坂口議員か私にお尋ねください。以上で報告を終わります。

**○議長（宇佐信行君）** 次に、上球磨消防組合、7番豊永好人議員。

**○7番（豊永好人君）** 皆さんおはようございます。それでは、令和5年度第2回上球磨消防組合議会定例会の報告をいたします。

開会は午前10時から。日程第1、会議録署名議員は会議規則、議長指名より1番の橋本議員、2番の森山議員を推薦しました。

日程第2、会期の決定。会期は令和5年度11月30日、1日会議として決定しました。行政報告は、中嶽組合長より詳細の報告を受けました。

サイチに審議をし、認定1件、議案5件、一般質問なし。全て原案のとおり可決・承認されました。

その中で、1点だけちょっと皆さんに報告したいということで、日程第6の議案第19号、上球磨消防組合職員の定数条例の一部改正についてということで、執行部からの説明がありました。その中で、令和2年度の人吉豪雨についての消防力強化並びに今後の消防体制の充実ということで、現在が67名でございます。今後10人追加して77体制でやるということで、執行部から承認を受けて全て承認されました。10人追加の77名体制に今後なります。

それと補正予算は、人事院勧告により、275万5,000円の増額補正でございました。そういう意味で、全て原案どおり可決・承認されました。

この議案に対して不明点がありましたら、消防議員の落合議員、そいか私のほうに尋ねてもらえば、詳細に説明したいと思います。どうぞよろしくお願いします。これで報告終わります。

**○議長（宇佐信行君）** これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長からの行政報告の申出がっておりますが、配付しております報告書のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。これで行政報告を終わります。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** おはようございます。それでは私のほうから、令和5年度第6回多良木町議会（12月定例会議）の提案理由をご説明をさせていただきます。

今回、審議をお願いいたします案件は、まず報告といたしまして、損害賠償の額を定めることについてが1件でございます。

それから次に条例等の議案といたしまして、令和3年度林道槻木南線5号箇所災害復旧工事請負変更契約の締結及び令和5年度多良木中学校施設解体工事請負契約の締結の工事請負変更契約が2件。そして多良木町印鑑条例の一部改正ほか、条例の一部改正等が6件でございます。

令和5年度の補正予算といたしまして、一般会計、久米財産区特別会計、下水道事業特別会計及び介護保険特別会計の4件。以上、全部で13件でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうからご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願いいたします。

### 日程第3 「報告第12号」 損害賠償の額を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第3、報告第12号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

報告を求めます。林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 報告第12号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分の写しを添付しております。専決処分数2号、1、専決処分した事件、損害賠償の額を定めることについて、2、相手方、住所、熊本県球磨郡山江村大字山田丁983番地、氏名、田山和美、3、専決処分の理由、令和5年3月21日午後7時頃、田山和美氏が、所有する軽自動車を運転し、多良木町大字黒肥地字北大久保地内の町道八反田大久保線を走行中、対向車との離合の際に左前輪を無蓋側溝に脱輪し、同車の底部が損傷したものの。

この事故により損害賠償について示談を成立するため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定により専決処分したものでございます。

4、専決処分の内容、損害賠償額3万5,189円。これの内訳としまして車両修繕料2万5,289円、車両の引上げ費9,900円となっております。

令和5年11月14日に専決を行っております。

以上、報告を終わります。

○議長（宇佐信行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これで報告第12号、損害賠償の額を定めることについての報告を終わります。

これから上程します日程第4、議案第26号から日程第15、議案第37号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、4日目の12月8日に審議・採決をお願いしたいと思います。

また、ここから先のタブレット操作はシェアモードでお願いいたします。

### 日程第4 「議案第26号」 令和3年度林道槻木南線5号箇所（令和2年災） 災害復旧工事請負変更契約の締結について

○議長（宇佐信行君） それでは、日程第4、議案第26号、令和3年度林道槻木南線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負変更契約の締結について説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） おはようございます。議案第26号についてご説明いたします。

令和3年度林道槻木南線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負変更契約の締結について。

請負契約については、令和5年3月14日第5回多良木町議会（3月定例会議）において議決を経ていたが、その後、工事内容の一部変更により増額すべき事由が生じたので、下記のとおり請負変更契約を締結するものとするものでございます。

下方の表のほうでご説明をさせていただきます。

変更の箇所とつきまして契約金額、変更前、金 1 億 6,344 万 1,764 円。内訳といたしまして、変更前請負契約金額 1 億 2,947 万円、請負変更契約金額 3,397 万 1,764 円、うち取引に係る消費税額 308 万 8,342 円。

変更後、1 億 7,722 万 9,656 円。内訳といたしまして、変更前請負契約金額 1 億 6,344 万 1,764 円、請負変更契約金額 1,378 万 7,892 円、うち取引に係る消費税額 125 万 3,444 円。

支出科目、変更前が令和 3 年度繰越明許、款、災害復旧費、項、農林水産施設災害復旧費、目、林業用施設災害復旧費、節、工事請負費。令和 4 年度、款、災害復旧費、項、農林水産施設災害復旧費、目、林業用施設災害復旧費、節、工事請負費となっております。

変更後が令和 3 年度事故繰越、款、災害復旧費、項、農林水産施設災害復旧費、目、林業用施設災害復旧費、節、工事請負費。令和 4 年度繰越明許、款、災害復旧費、項、農林水産施設災害復旧費、目、林業用施設災害復旧費、節、工事請負費となっております。

提案の理由といたしまして、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

#### 日程第 5 「議案第 27 号」 令和 5 年度多良木中学校施設解体工事請負変更契約の締結について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 5、議案第 27 号、令和 5 年度多良木中学校施設解体工事請負変更契約の締結について説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） 議案第 27 号、令和 5 年度多良木中学校施設解体工事請負変更契約の締結についてご説明を申し上げます。

当初、請負契約については、令和 5 年 9 月の 11 日第 4 回多良木町議会（9 月定例会議）において議決を経ていたが、その後、工事内容の一部変更により増額すべき事由が生じたので、下記のとおり請負変更契約を締結するものとするものでございます。

内容についてですが、変更箇所として事項名、契約金額、変更前 2 億 350 万円、うち取引に係る消費税額 1,850 万円。変更後 2 億 1,543 万 1,952 円、内訳として変更前請負契約金額 2 億 350 万円、請負変更契約金額 1,193 万 1,952 円、うち取引に係る消費税額 108 万 4,722 円。

提案理由につきましては、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

#### 日程第 6 「議案第 28 号」 多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 6、議案第 28 号、多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） それでは、議案の 6 ページになります。

議案第 28 号、多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては、議案説明資料のほうで説明いたしますので、そちらをお開きください。説明資料の1ページになります。

主な内容でございますが、マイナンバーカードを利用した全国のコンビニエンスストアなどでの印鑑登録証明書交付サービスに対応するため、多良木町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

まず1の一部改正の内容につきましては、第14条の印鑑登録証明書の交付に項を追加し、個人番号カード（マイナンバーカード）の登録者がコンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機を利用した印鑑登録証明書の交付サービスを受けることができるよう規定したものです。

次に2のコンビニ交付サービスの概要でございますが、1、コンビニ交付サービスは、令和5年12月25日から開始予定となっております。

2、印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、各種税証明書の交付が可能となっております。

3、全国のコンビニエンスストアなどの5万店舗以上に設置してある多機能端末機で利用が可能です。

4、毎日、土日祝祭日も含みます午前6時30分から午後11時まで利用可能です。

5、コンビニ交付手数料として、役場窓口交付と同額の1通当たり300円が必要になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**日程第7 「議案第29号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて**

**○議長（宇佐信行君）** 次に、日程第7、議案第29号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

岡本総務課長。

**○総務課長（岡本雅博君）** それでは議案をお開きください。8ページになります。

議案第29号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

なお、これから先は議案説明資料を用いて説明を申し上げます。

今回の条例改正の主な内容でございますが、令和5年人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告が実施されたことに伴い、月例給の月額、期末手当及び勤勉手当を上げるための一部改正となっております。

条例改正による差額支給分でございますが、一般職117名、会計年度任用職員59名、特別職13名分でございます。給料につきましては540万4,000円、時間外勤務手当が31万6,000円、期末勤勉手当合わせまして433万8,000円、合計の1,005万8,000円が影響を受けることとなります。

次に新旧対照表でございますけれども、第1条関係、多良木町一般職の職員の給与に関する



条例の一部改正でございます。まず第 19 条でございますが、期末手当を記載してございます。まず第 2 項、再任用職員以外の職員 100 分の 120 が 100 分の 125 へ、0.05 月分増額となります。1 年分でございます。次に第 3 項、再任用職員でございますが、100 分の 67.5 から 100 分の 70 へ改正するもので、0.025 月分、これも 1 年分でございますが増額ということになります。

次に第 20 条です。勤勉手当、第 2 項でございますけども、第 1 号、再任用職員以外の職員 100 分の 100 から 100 分の 105 へ、0.05 月分、1 年分でございますけどもアップとなります。第 2 号、再任用職員につきましては 100 分の 47.5 から 100 分の 50 へ、0.025 月分でございます。

次に別表第 1、給料表の改正ということで、これは給料表をご覧いただきたいと思います。

次に第 2 条関係でございますが、第 16 条、勤務 1 時間当たりの給与額の算出でございます。規則で定める時間に 18 を乗じたものと規定していたものを、今回、労働基準法の規定に準ずるよう改正をするものでございます。

第 19 条、期末手当でございますけども、第 2 項、再任用職員以外の職員 100 分の 125 から 100 分の 122.5 へ、0.025 月分を減額ということになります。これ一部改正で第 1 条、この第 2 条の前、第 1 条でございますけども、12 月分で 1 年分ということにしておりましたが、今回 6 月と 12 月ということになりますので、半分ずつという改正になります。次に第 3 項、再任用職員ですけども、100 分の 70 から 100 分の 68.75、0.0125 月分が減額となります。第 2 項分と同じ理由でございます。

次に第 20 条、勤勉手当の第 2 項でございますが、第 1 号におきまして、再任用職員以外の職員 100 分の 105 から 100 分の 102.5 へ、0.025 月分の減額ということでございます。これは期末手当と同じ理由でございます。第 2 号で再任用職員が規定してございます。100 分の 50 から 100 分の 48.75 へ、0.0125 月分の減額となります。

それから第 3 条でございますが、多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

第 5 条におきまして、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等が規定してございますけども、その第 2 項でございます。100 分の 165 から 100 分の 175 へ、0.1 月分増額となります。1 年分でございます。別表第 1 におきましては、給料表の改正を行っております。

次に第 4 条関係でございますが、第 5 条、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等という規定の欄で第 2 項でございます。100 分の 175 を 100 分の 170 へ、0.05 月分減額となります。これも一部改正条例の第 3 条で 1 年分引上げた率を、6 月と 12 月の半年分に戻すものでございます。

附則でございますが、第 1 条で施行期日等を記載してございます。まず第 1 項でございますけども、公布の日に施行いたしまして、第 2 条及び第 4 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

第 2 項でございますが、第 1 条及び第 3 条の給料表の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとして遡及をするものでございます。

第 3 項、第 1 条及び第 3 条中の期末手当及び勤勉手当の改正は、令和 5 年 12 月 1 日から適用いたします。

次に給与の内払、第 2 条でございますが、第 1 条及び第 3 条の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすということで規定をしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

日程第 8 「議案第 30 号」 多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 8、議案第 30 号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第 30 号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて。

多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明申し上げます。

今回の主な内容でございますが、市町村が条例を定めるにあたっての「従うべき基準」とされている国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（基準府令）の一部が改正され、令和 5 年 9 月 16 日から施行されたことに伴い、本町の条例も同様に改正するものでございます。

次に新旧対照表でございます。第 15 条（特定教育・保育の取扱方針）第 1 項第 2 号、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、項ずれが生じたことによる改正でございます。改正前の同条第 9 項を同条第 10 項に改正するものでございます。

次に第 35 条（特別利用保育の基準）第 3 項、こちらは基準府令の改正と同様に改正するものでございます。改正前の「法第 19 条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に、「教育・保育給付認定子ども」と、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前の子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」を「教育・保育給付認定子ども」と、「」に改正するものでございます。

次に第 36 条（特別利用教育の基準）第 3 項、こちらも基準府令の改正と同様に改正するものでございます。改正前の「第 6 条第 2 項中」を「第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは、「特定教育・保育施設（特定利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」と改正するものでございます。次に「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「」を「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」と改正するものでございます。

附則としまして、施行期日、公布の日とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第 9 「議案第 31 号」 多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 9、議案第 31 号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

東税務課長。

暫時休憩いたします。

(午前 10 時 45 分休憩)

(午前 10 時 46 分開議)

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（東健一郎君） それでは、議案第 31 号についてご説明申し上げます。

多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて。

多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては、説明資料のほうでさせていただきます。そちらのほうをお願いいたします。

議案の主な内容でございますが、今回の条例改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 19 日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が令和 5 年 7 月 20 日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については原則として令和 6 年 1 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、出産被保険者に係る産前産後期間の 4 か月分又は 6 か月分の国民健康保険税を免除するものでございます。ただし所得割及び均等割を対象としておりまして、平等割は対象外ということでございます。

次に新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。まず第 23 条、国民健康保険税の減額でございます。第 3 項での説明でございますが、これは法規定の新設に合わせて項を新設するもので、国民健康保険の世帯に出生被保険者が属する場合における納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める額を減額して得た額とするものでございます。

そこで第 1 号でございますが、本号につきましては、出生被保険者に係る基礎課税額の所得割の減額の額を規定しておりまして、通常算定しました所得割額の 12 分の 1 の額に、出生の予定日の属する月の前月から出生の予定月の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額とするものでございます。結果 4 か月分を減額するというところでございます。なお、多胎妊娠の場合におきましては、出生の予定日が属する月の 3 月前から 6 か月分を減額するものでございます。

次に第 2 号でございますが、本号におきましては、出生被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額の減額の額を規定しておりまして、第 1 号と同じく、産前産後期間の 4 か月分又は 6 か月分とするものでございます。

次に第 3 号、これにつきましては出生被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割の減額の額を規定しており、第 1 号と同じく、産前産後の期間の 4 か月分又は 6 か月分とするものでございます。

次に第 4 号でございますが、本号では出生被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額の額を規定しており、第 1 号と同じく、産前産後期間の 4 か月分又は 6 か月分とするものでございます。

次に第 5 号でございますが、本号では出生被保険者に係る介護納付金課税額の所得割の減額の額を規定しており、第 1 号と同じく、産前産後期間の 4 か月分又は 6 か月とするものでございます。

次に第 6 号でございますが、本号では出生被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額の減額の額を規定しており、第 1 号と同じく、産前産後期間の 4 か月分又は 6 か月分とするものでございます。

次のページに参りまして第 24 条の 3、出産被保険者に係る届出でございますが、これは法規定の新設にあわせて条を新設するもので、産前産後期間の減額に係る届出について規定するものでございます。

まず第 1 項、納税義務者が届出る事項を規定したものでございます。これにつきましては、第 1 号から第 5 号まで規定しております。

次に第 2 項、届書の提出にあたっての添付書類を規定したものでございます。第 1 号から第 3 号まで規定しております。

第 3 項におきましては、届出は出産被保険者の出産の予定日の 6 か月前から行うことができるとしたものでございます。

次に第 4 項では、第 1 項の届出が提出されない場合でも、住基担当課及び母子保健担当課等との連携によりまして届出事項及び添付書類が確認できる場合には、職権による免除措置の適用が可能とするものでございます。

最後に附則といたしまして第 1 項、施行期日でございますが、この条例は令和 6 年 1 月 1 日から施行するとしております。

第 2 項、適用区分でございますが、この条例による改正後の多良木町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

あと参考のために、次に免除期間のイメージを添付しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

#### 日程第 10 「議案第 32 号」 多良木町立幼稚園設置条例を廃止する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 10、議案第 32 号、多良木町立幼稚園設置条例を廃止する条例を定めることについて説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） 議案第 32 号、多良木町立幼稚園設置条例の廃止についてご説明を申し上げます。

多良木町立幼稚園設置条例を廃止する条例を次のように定めることとするものでございます。

今回の設置条例の廃止につきましては、多良木町立幼稚園の解体に伴い廃止するものでございます。

多良木町立幼稚園設置条例を廃止する条例。多良木町立幼稚園設置条例は廃止する。

附則として、令和 6 年 1 月 1 日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

#### 日程第 11 「議案第 33 号」 多良木町公民館条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 11、議案第 33 号、多良木町公民館条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） 議案第 33 号、多良木町公民館条例の一部を改正する条例を

定めることについてご説明申し上げます。

多良木町公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明いたします。

議案番号は第 33 号、議案名は多良木町公民館条例の一部を改正する条例を定めることについてでございます。

主な内容は、多良木町中央公民館の解体に伴い位置の変更を行うものでございます。

新旧対照表の第 2 条中、多良木町中央公民館の位置、改正前「274 番地」を改正後「1648 番地」に改めるものです。

附則として、令和 6 年 1 月 1 日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

- 議長（宇佐信行君） ここで時間が 1 時間経ちましたので、暫時休憩をとりたいと思います。  
(午前 10 時 57 分休憩)  
(午前 11 時 06 分開議)

## 日程第 12 「議案第 34 号」 令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）

- 議長（宇佐信行君） ここで休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

次に、日程第 12、議案第 34 号、令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）について説明を求めます。

岡本総務課長。

- 総務課長（岡本雅博君） それでは、議案第 34 号、令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明申し上げます。

令和 5 年度多良木町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。

まず歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,814 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78 億 983 万 4,000 円とするものでございます。

次に地方債の補正といたしまして第 2 条でございます。既定の地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」によるものでございます。

これから先は議案説明資料をお開きいただきますようお願いいたします。

今回の補正予算の主な内容でございますが、給与改定に伴う人件費の増、ふるさと納税における寄附額の増、その他年度経過中の過不足の補正となっております。

次に第 2 表地方債補正でございますが、変更の部分でございます。まず起債の目的でございますけれども、過疎対策事業債におきまして、限度額が 3 億 3,040 万円から 3 億 4,340 万円へ 1,300 万円の増額となっております。社会資本整備総合交付金道路整備及び橋梁長寿命化修繕事業分でございます。

次に緊急防災・減災事業債でございますけれども、4,700 万円から 6,450 万円へ 1,750 万円の増額でございます。備蓄倉庫整備事業分でございます。

最後に災害復旧事業債でございますけれども、1 億 7,790 万円から 1 億 8,560 万円へ 770 万円の増額となっております。過年発生補助災害復旧事業及び令和 5 年発生災害復旧事業分となっております。

次に事項別明細書の主なものをご説明申し上げます。まず歳入でございますが、款の 12、項の 1、目の 2、節の 1、農業用施設災害復旧費分担金でございます。162 万 5,000 円の増額です。令和 5 年災農地災害復旧に係る見込額でございます。

款の14、項の1、目の1、節の4、障害者福祉費負担金で1,495万8,000円の増額です。障害者自立支援給付費負担金の交付見込による増となっております。

同じく目の3、節の1、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。令和2年災で150万4,000円、令和4年災で543万6,000円、それぞれ増額でございますが、それぞれの事業費の増額に伴う国庫負担金の増となっております。

款の14、項の2、目の1、節の1、総務費補助金799万7,000円の増額です。住民基本台帳システム及び戸籍附票システム改修に係る国庫補助で、団体の規模に応じて交付されるものでございます。

同じく目の5、節の1、社会資本整備総合交付金で1,360万2,000円の減額でございます。これは国からの内示による減となっております。

款の15、項の1、目の1、節の5、障害者福祉費県負担金で747万9,000円の増額です。障害者自立支援給付費県負担金の交付見込による増となっております。

款の15、項の2、目の3、節の1、保健衛生費県補助金で152万3,000円の増です。乳幼児医療費県補助金交付決定による増となっております。

同じく目の4、節の3、林業費県補助金で340万円の減額です。くまもと間伐材利活用推進事業費県交付金でございます。災害等により補助対象となる間伐事業が実施されなかったことによる減となっております。

次のページをお願いいたします。同じく目の8、災害復旧費県補助金です。節の1で、林業用施設災害復旧費県補助金で261万3,000円の増額です。林道妙見野線の地質調査及び測量設計に係る補助でございます。補助率が50%でございます。節の2、農業用施設災害復旧費県補助金で325万円の増額です。令和5年災農業用施設等災害復旧事業費県補助金でございます。農地、田が1か所。これも補助率が50%でございます。

款の17、項の1、目の2、節の1、指定寄附金で7,393万2,000円の増額でございます。多良木町ふるさと応援寄附金でございます。年度末までの見込額を追加するものでございます。

款の18、項の1、目の1、節の2、多良木町公共施設整備基金繰入金で1,100万円の増額でございます。中学校既存校舎解体工事の増に伴う繰入れとなっております。

款の19、項の1、目の1、節の1、繰越金で3,150万8,000円の増額です。今回の補正の一般財源として追加するものでございます。

款の20、項の3、目の4、節の1、造林受託事業収入で374万2,000円の減額でございます。森林研究・整備機構造林受託事業の契約内容変更による減となっております。

款の20、項の4、目の4、節の1、雑入で507万9,000円の増額です。後期高齢者医療市町村療養給付費負担金過年度精算分として455万円の増額が主な要因となっております。

款の21、項の1、目の4、農林水産業債で350万円の減額です。地産地消推進事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業へ組替えたことによる減でございます。

同じく目の5、土木債で1,300万円の増額です。社会資本整備総合交付金道路事業分で町道新村下原田線他でございます。900万円の増額です。また橋梁長寿命化修繕事業といたしまして400万円の増となっております。

同じく目の6、消防債で1,750万円の増額です。防災用備蓄倉庫の新設によるものでございます。

同じく目の7、教育債で350万円の増額です。中学校校舎改築事業の増によるものでございます。

同じく目の8、災害復旧債770万円の増額です。各節、説明欄のとおり、工事請負費計上に伴う追加となっております。

続きまして歳出でございます。人件費につきましては、給与改定に伴うものが主な要因と

なっておりますので、説明を省かさせていただきます。款の 2、項の 1、目の 6、庁舎維持管理費で節の 10、需用費で 277 万 7,000 円でございます。庁舎玄関横への身障者用駐車場の整備 2 台分でございますが、それから庁舎内トイレの洋式化、これは年次計画で整備したいと思っております。今回は洋式トイレのウォシュレット化を計画をしております。

同じく目の 14、基金費で 3,544 万 2,000 円。また目の 18、ふるさと納税推進事業費、節の 24、積立金で 3,849 万 5,000 円。いずれも多良木町ふるさとづくり納税寄附基金積立、歳入補正による追加となっております。

次のページをお願いいたします。款の 2、項の 3、目の 1、戸籍住民基本台帳費、節の 12、委託料でございますが 954 万 8,000 円の増額です。住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修に用いるものでございます。

款の 3、項の 1、目の 4、障害者福祉費、節の 19、扶助費で 3,108 万 2,000 円。説明欄記載の事業につきまして、今後の支出見込による増額となっております。節の 22、償還金利息及び割引料が 998 万 7,000 円の増額です。令和 4 年度事業の精算による国県補助金等の返納金でございます。

同じく目の 6、介護保険費、節の 27、繰出金で 316 万 2,000 円の増額です。介護保険特別会計繰出金でございますが、年度末までの給付費見込による一般会計負担分となっております。

款の 4、項の 1、目の 1、保健衛生総務費、節の 19、扶助費で 701 万 6,000 円の増額です。子ども医療費扶助、年度末までの見込による追加分でございます。

款の 6、項の 1、目の 1、農業委員会費、節の 18、負担金補助及び交付金で 100 万円の増額です。経営継承・発展支援事業の二次募集に対して申請が 1 件あったため、その分を追加するものでございます。

同じく目の 3、農業振興費、節の 7、報償費で 310 万円の増額です。多良木町農林商工担い手就業祝金、新規就農者 7 名分でございます。

同じく目の 8、地産地消推進事業費で 277 万 1,000 円の減額でございます。歳入でもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業へ組替えたことによる減額でございます。

款の 6、項の 2、目の 2、林業振興費で 677 万 7,000 円の減額です。くまもと間伐材利活用推進事業補助で 680 万円の減額でございます。災害等により補助対象となる間伐事業が実施できなかったことによる減となっております。

同じく目の 4、森林研究・整備機構分収造林受託事業費、節の 12 で委託料でございますが、374 万 3,000 円の減額です。契約内容の変更により、多良木町森林組合が事業を行うことになったため減額をするものでございます。

款の 7、項の 1、目の 2、商工業振興費、節の 7、報償費で 100 万円の増額です。多良木町農林商工担い手就業祝金、新規就業者 2 名分でございます。

次に款の 8、項の 2、目の 2、道路維持費、節の 10、需用費で 150 万円の増額です。町道・里道の修繕要望が多く、既設予算に不足が生じるための増額となっております。

款の 9、項の 1、目の 3、消防施設費、節の 10、需用費で 102 万 3,000 円です。奥野地区及び宮床地区の防火水槽の修繕でございます。

同じく目の 4、災害対策費、節の 10、需用費で 300 万円の増。備蓄倉庫敷地の整備、それからフェンスの整備等でございます。節の 17、備品購入費 1,400 万円でございます。備蓄倉庫の新設分でございます。場所は、えびす神社裏に 1 棟購入することになります。

次のページをお願いいたします。款の 10、項の 3、目の 3、中学校校舎改築事業費でございます。節の 14、工事請負費で 1,500 万円の増額です。中学校既存校舎解体工事の増となっております。節の 17、備品購入費 118 万 7,000 円。乗用草刈り機他の購入に充てるとい

うことでございます。

款の 10、項の 5、目の 3、学校給食費、節の 10、需用費でございますが、修繕料で 83 万 6,000 円。給水管の漏水による修繕でございます。賄材料費で 2,614 万 9,000 円の減額です。これも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業へ組替えたことによる減額でございます。

款の 11、項の 1、目の 1、農業用施設災害復旧費で節の 14、工事請負費が 650 万円の増額です。令和 5 年災農業用施設等災害復旧工事でございます、農地、田が 1 か所分でございます。

同じく目の 2、林業用施設災害復旧費、節の 12、委託料で 587 万 9,000 円の増額です。林道妙見野線の地質調査及び測量設計でございます。

款の 11、項の 2、目の 1、公共土木施設災害復旧費、節の 14、工事請負費で 1,015 万円の増額です。令和 2 年災公共土木施設災害復旧工事分でございます、町道荒水谷皆越線が 2 か所、それから令和 4 年災公共土木施設災害復旧工事、町道永原線外 10 か所分となっております。

末尾に給与費明細、それから地方債の調書を添付しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 日程第 13 「議案第 35 号」 令和 5 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 13、議案第 35 号、令和 5 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） 議案第 35 号、令和 5 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

令和 5 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,271 万 5,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料のほうでご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、久米財産区有林の間伐搬出路等の修繕に伴う補正を行うものでございます。

事項別明細書の主なものといたしまして、まず歳入になりますが、款 2、項 1、目 1、財産区基金繰入金、節 1、基金繰入金 80 万円。間伐搬出事業、高岡地区 3.36 ヘクタールによる搬出路等の修繕に伴う基金取崩しの増額補正を行うものでございます。

続きまして歳出の部、款 2、項 1、目 1、財産造成管理費、久米財産区有林の造林事業関係の経費となるものでございます。その中で節 10、需用費、細節 6、修繕費 80 万円。間伐搬出事業、高岡地区の 3.36 ヘクタールによる搬出路等の修繕による増額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。



日程第 14 「議案第 36 号」 令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算  
(第 2 号)

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第 14、議案第 36 号、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長(林田裕一君) それでは、議案第 36 号、令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)についてご説明いたします。

令和 5 年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,790 万 1,000 円とするものでございます。

これより先は議案説明資料にてご説明させていただきます。

今回の補正の主な内容としましては、先ほど一般会計のほうでも述べられたとおり、職員の給与改定に伴うものが主なものとなっております。

まず事項別明細の主なものとしまして歳入でございますが、款 4、項 1、目 1、繰入金、節 1、下水道事業繰入金で 15 万 1,000 円でございます。これにつきましては、職員の給与改正に伴う不足分の増額補正となっております。

次に歳出です。款 1、項 1、目 1、下水道整備費、節 2、給料 5 万 3,000 円。同じく節の 3、職員手当等、5 万円。同じく節の 4、共済費 4 万 8,000 円。それぞれ増額を行うものでございます。

最後に、末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第 15 「議案第 37 号」 令和 5 年度多良木町介護保険特別会計補正予算  
(第 4 号)

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第 15、議案第 37 号、令和 5 年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、議案第 37 号、令和 5 年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)についてご説明申し上げます。

令和 5 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,911 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 9,720 万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料でご説明申し上げます。

それでは主な内容でございますが、保険給付費につきまして、年度末までの支出を見込み、不足分を追加しております。歳入歳出予算の財源分を補正しております。

事項別明細書の主な内容でございますが、まずは歳入でございます。款 3、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分、国負担金分でございます。47 万 8,000 円の減。

款 4、項 1、目 1、介護給付費交付金、節 1、現年度分、支払基金交付金分でございます。435 万 4,000 円の増。

款の5、項の1、目の1、介護給付費負担金、節1、現年度分、県負担金分でございます。571万8,000円の増。

款の7、項の1、目の1、介護給付費繰入金、節1、現年度分、一般会計からの繰入金分でございますが201万4,000円の増でございます。いずれも保険給付費補正に伴う財源分でございます。

款の7、項の1、目の2、その他一般会計繰入金、節の1、事務費繰入金114万6,000円の増。事務費補正に伴う財源分でございます。

款の8、項の1、目の1、繰越金、節1、繰越金636万3,000円の増。補正予算の財源分として追加しております。補正後の予算化可能額は1億2,320万7,000円でございます。

次に歳出でございます。款の1、項の1、目の1、一般管理費、節12、委託料114万1,000円の増。内訳としまして、第三者行為求償事務委託料8万5,000円。求償事務委託先、熊本県国民健康保険団体連合会への委託料としまして支払うものでございます。損害賠償額の5.1%でございます。介護保険制度改正システム改修委託料105万6,000円。令和6年度介護保険制度改正に対応するためのシステム改修分でございます。令和6年3月対応分でございます。

款の2、項の1、目の1、介護サービス等諸費、節18、負担金補助及び交付金1,589万1,000円の増。内訳としまして、居宅介護福祉用具購入費18万7,000円、介護サービス給付費1,570万4,000円の増でございます。

款の2、項の2、目の1、介護予防サービス等諸費、節18、負担金補助及び交付金、介護予防サービス給付費190万円の増。

款の2、項の6、目の1、特定入所者介護サービス等費、節18、負担金補助及び交付金、特定入所者介護サービス費18万円の増。いずれも年度末までの支出を見込み、不足分を追加しております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（宇佐信行君）** 以上で、日程第4、議案第26号から日程第15、議案第37号までの説明が終わりました。

以上の議案については、12月8日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午前11時34分散会)